

# 京都市教委の選挙事前運動、門川宣伝本の公費による購入・配布問題で住民訴訟を提訴

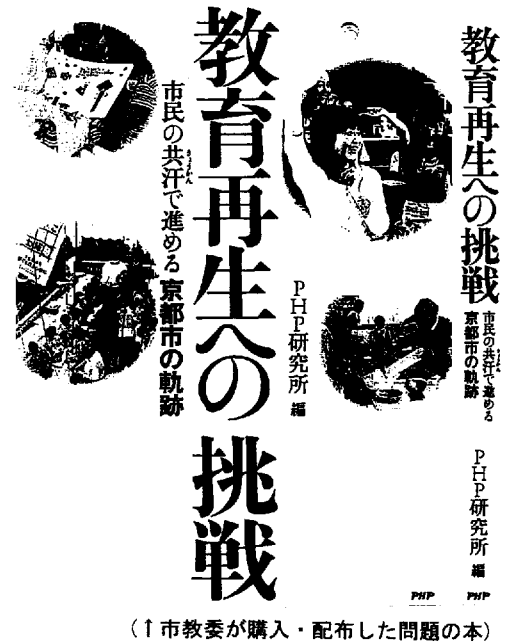
---公文書を虚偽記載してまで、「選挙とは無関係」と装った事実も判明

## ● 監査結果でも、「政治的中立性を保持すべき行政の行為としてはあまりに不用意」との意見がつけられた！

京都市教育委員会は、本年2月の市長選前に、門川大作前教育長のインタビュー記事や実績等を掲載した本（『教育再生への挑戦・市民の共汗で進める京都市の奇跡』PHP研究所）を1400冊も公費で購入し、市内のPTA代表、民間企業等の関係者らに無償で配布しました。当時、門川前教育長は市長選への立候補を表明していましたから、これは露骨な選挙の事前運動であったことは明らかです。

この問題に対して、「市民ウォッチャー・京都」「京都市民オンブズパーソン委員会」「FORきょうと」の3団体の呼びかけで、7月14日、約600名が請求人となって、門川現市長および市教委幹部職員に対し、本件図書を購入および配布のために支出された209万円の返還を求める監査請求を行いました。

この監査請求に対し、京都市監査委員は、9月12日、請求を棄却しましたが、「政治的中立性を保持すべき行政の行為としてはあまりに不用意」との厳しい意見をつけた監査結果を公表したのです。さすがに、あまりに露骨な事前運動に、一言、注意せざるを得なかったのでしょう。



(↑市教委が購入・配布した問題の本)

## ● 「選挙とは無関係」と装うため、購入費の支出決定の公文書の虚偽作成も明らかになった！

この本の購入については、不可解なことが多くあります。従来、市教委がまとまった数量の本を購入する場合、直接出版社から、定価の2割引以下で購入するのが通常でした。しかし今回は、出版社からではなく、10ヶ所の小売書店から数百冊ずつ、定価で購入したのです。しかも東京や大阪の4書店が含まれているのも、極めて不自然で、その裏には何かがあったとしか考えられません。

また、購入決定の支出負担行為書は、2007年10月から10回に分けて決裁された日付が記載されています。市教委は、市議会でこの問題を追及された時も、「門川前教育長が立候補表明する2ヶ月前に購入決定しているから、選挙とは無関係であることは明らか。」と弁明していました。ところが、支出負担行為書は、全庁的な「財務会計シ

テム」で管理されており、担当課が支出負担行為書に虚偽の日付を入れても、「財務会計システム」を調べれば、その文書は何時、作成されたか分かるのです。私たちは、公文書公開請求で、「財務会計システム」の作成日が分かる文書を入手したところ、驚くような事実が明らかになりました。

10回の支出負担行為書の全てが、実際の作成日から、1ヶ月～2ヶ月も遡った日付が記載されていたのです。たとえば、10月23日に起案・決裁されたという支出負担行為書は、実際には、12月25日、門川の立候補表明の後に作成されていました。立候補表明の後に購入決定したことが判明すればまずいので、日付を偽装したのでしょう。

(なお、この本の発行人・江口克彦PHP研究所社長は「門川大作を市長にする9人の会」の会長代行でした。)

## ● 地方自治法、地方公務員法、公職選挙法違反として、住民訴訟を提訴

このような不正行為に対して、10月10日、呼びかけの3団体は、共同して住民訴訟を提訴しました。

請求の趣旨は、本件公金支出は、地方自治法、地方公務員法、公職選挙法に違反するものであり、門川大作前教育長、高桑三男現教育長、市田佳之市教委総務課長（当時）、藤村法子学校指導課長（当時）らは、この本の購入・配布に要した209万円を連帯して返済せよというものです。

原告は6名ですが、弁護士さんら13名が代理人として協力していただいています。私たち市民会議のメンバーも

原告に参加。市民会議としても、この訴訟について、全面的に協力していく予定です。ご支援ください。

### <第1回口頭弁論の傍聴を！>

11月27日（木）午前10時 京都地裁 203号法廷  
原告代表が口頭陳述を行います。ぜひ、傍聴を！